

## 米国カリフォルニア州 - 油流出関連の違反に対する刑罰の強化

こちらは、英文記事「[US Oil Pollution California - Increased criminal penalties for oilspill related offences](#)」  
(2020年10月)の和訳です。

### 要旨

カリフォルニア州では、州内水域での船舶による油濁損害に対して、2021年1月1日より新たな罰金が適用されることになりましたのでご案内いたします。

今回の法改正により、カリフォルニア州向けに船舶を運航されているメンバーの皆さまには次のような影響が生じることになります。

- (1) 1つの違反ごとに、現行の罰金が最高100万米ドルに倍増される（違反が終日にわたるか否かにかかわらず、その日ごとに別個の違反と見なされる）
- (2) 1,000ガロンを超える流出油について、1ガロン当たり最高1,000米ドルの追加罰金を新たに科す権限が裁判所に与えられる

いずれの場合も、違反者がカリフォルニア州水域で油流出を故意に引き起こしたか、または自らの行為が油流出につながるものだと合理的に知り得た場合に、罰金が科される可能性があります。

### 背景

2020年9月24日、カリフォルニア州知事はカリフォルニア州議会法案（AB）3214に署名し、これによりカリフォルニア州のレンパート・キーン・シーストランド油濁防止・対応法（以下「同法」）が改正され、罰則と罰金が、強化・増額されることになりました。現行法では、このような民事罰、刑事罰は様々な法令の下で科されます。政府法8670.3条は、責任を負う者（「違反者」）を個人、信託、企業、株式会社または法人（政府系法人、組合、協会を

含むが必ずしもこれらに限定されない)と定義していることから、輸送チェーンに関わるその他の当事者の中に船主、運航者、船長も含まれることになります。

この議会草案は当初、次のような内容になっていました。

- (1) カリフォルニア州における賠償資力証明書 (COFR) の金額の引き上げ – カリフォルニア州水域を運航するタンカーまたはタンカー以外の船舶は、油流出による損害をカバーするため、タンカーの場合は 10 億米ドルから 20 億米ドルへ、タンカー以外の船舶の場合は 3 億米ドルから 6 億米ドルへと、それぞれ金額が引き上げられた賠償資力証明書を保持しなければならない
- (2) 油流出の際に科される罰金の水準を現在の 2 倍にする
- (3) 流出した油 1 ガロンにつき、最高 1 万米ドルの追加罰金を科す権限を裁判所に与える

いずれの場合も、違反者がカリフォルニア州水域で油流出を故意に引き起こしたか、または自らの行為が油流出につながるものだと合理的に知り得たか否かを基準に、その責任が判断されることになっていました。カリフォルニア州法では、「合理的に知り得た」という表現は単なる標準的な過失と同等なものを見なされています。

国際 P&I グループでは、タンカーおよびタンカー以外の船舶が米国向けの航海を行うために取得を求められる連邦または州の COFR については発行していませんが、COFR の取得に必要な、1 事故 1 隻につき最高 10 億米ドルの油濁損害に対するカバー (クラブルールに該当する場合は、第三者からのクレームや罰金もカバー対象) を提供していることはご存じかと思えます。

### AB 3214 – カリフォルニア州議会

国際 P&I グループや地元の船主・エネルギー団体が法案の起草者に直接陳情を行ったことで、提案されていた COFR の引き上げについては草案から削除されました。また、法案起草者は、油流出があった場合の罰金額について、1 ガロン当たり最高 1 万米ドルから、1,000 ガロンを超える流出があった場合に 1 ガロン当たり最高 1,000 米ドルにすることにし、その額を引き下げましたが、罰金自体を法案から削除することや、罰金額のさらなる引き下げはかありませんでした。現行の罰金額を倍増させる案についてもそのままとなりました。

### カリフォルニア州知事-AB 3214 への署名

続いて国際 P&I グループは、国際海運会議所（ICS）と協力して、AB 3214 に対して拒否権を行使するようカリフォルニア州知事に直接陳情を行いました。また、国際 P&I グループと ICS は、地元の関係者も巻き込み、本件がカリフォルニア州内のみならず国際的にも多くの関係者に影響を与えることに鑑み、海事労働組合からも同様の陳情を行ってもらうよう働きかけました。

しかし、残念ながら、州知事は拒否権を行使することなく 9 月 24 日に同法律に署名し、改正法が 2021 年 1 月 1 日より施行されることになりました。

以下の場合に、違反者は同法に基づいて増額された罰金または新たな罰金が科される可能性があります。

- (1) 油流出に関して、行政官の指示や命令に故意に従わなかった場合
- (2) コーストガードに対して、船舶が航行不能になった旨を発生から 1 時間以内に通知すること、また、航行不能の間に洋上に油を流出させた旨を通知することを故意に怠った場合
- (3) 州の水域への油の排出や流出に故意に関与するか、排出や流出を故意に引き起こした場合。または、州の水域への油の排出や流出に関与した、もしくはそれを引き起こしたことを、その者が合理的に知り得た場合
- (4) 流出した油の清掃、拡散防止、除去が求められているにもかかわらず、故意にこれを開始しなかった場合

上記の禁止行為のいずれかに違反して有罪判決を受けた者は、違反が終日にわたるか否かにかかわらず、その日ごとに別の違反と見なされ、違反ごとに 1 万米ドル以上 100 万米ドル以下の罰金が科されることとなります（前述の通り、本サーキュラーで取り上げた罰金以外にも、現行の様々な民事罰、刑事罰で罰金を科される可能性がありますのでご注意ください）。

また、本改正法では、「裁判所は、細目(a)（上記の(1)から(4)）に違反して有罪判決を受けた者に対して、1,000 ガロンを超える流出油について、1 ガロン当たり最高 1,000 米ドルの罰金も科すことができる」と定めています。

上記の(1)、(2)、(4)については、罰金が適用される可能性があるのは行為が故意に行われた場合に限られます。しかし(3)については、故意の行為のみならず、「...合理的に知り得た者」にも言及されているため、カリフォルニア州法においては、単なる過失だとしても、この規定に違反したとして船主に罰金が科される可能性があります。

国際 P&I グループでは、汚染者に対して非常に高額な罰金が科される可能性があることから、今回の新しい法律が油濁リスクのカバーに与える影響について精査を行っています。この点につきましては、改めてご案内いたします。

また、今回の法律が 2021 年 1 月 1 日よりカリフォルニア州で施行されることに変わりはありませんが、国際 P&I グループと ICS は、この法律に伴う業界の懸念に対応するべく対策を講じることも検討しています。

この点につきましては、早急にメンバーの皆さまにお知らせいたします。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

**GARD AS**



**Rolf Thore Roppestad**

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。